

練馬区国民保護計画と区民防災組織の関係

自然災害や事故を対象とする防災は、基礎的自治体である区が中心となって避難や救援などの対策を講じ、国や都は区を支援する役割を担います。

武力攻撃や大規模テロを対象とする国民保護は、国が対処方針を決定して都道府県に指示し、都内については東京都の指示に基づき、区市町村が住民等へ警報の伝達などを行います。

両者は災害の発生原因など性質の違いがありますが、災害対処という面では類似する点も多くあります。そのため、区の体制などは災害対策の仕組みを活用する計画素案となっています。

国民保護のための措置は区が実施主体となりますが、事態が大規模かつ広範囲に及んだ場合は、防災と同様に区民防災組織の方などの自主的な協力が期待されているところです。

国が作成した「国民保護のためのしくみ（総務省消防庁作成）」には、区民防災組織の皆様に期待されることなどが記載されておりますので（P 1 1）、ご覧いただきたくお願い申し上げます。

説明会当日は、区の国民保護計画や国民保護制度全般に関する説明と質疑などを行う予定です。

また、区が作成した計画素案は本説明会の後に、全区民の方に区内の図書館などで閲覧をしていただいて意見の募集を行うことを、ねりま区報などでご案内する予定です。